（様式第１号）

道路美化活動支援事業参加申込書

　　年　　月　　日

　山辺町長　　　　　　　　　　　様

私達は、山辺町町道の道路美化活動を行う団体として協定を締結したいので、山辺町道路美化活動支援事業実施要綱第５条に基づき、協定締結を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体名 |  | 団体種別 | ●団体種別をチェック（）してください。 |
| □自治会･法人･その他　□企業　□学校 |
| 代表者氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　印 | 代表者住所 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 主な連絡者名及び連絡先 | 氏名：　　　　　　　　　　　　　電話番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 活動人数 | ●実際に活動する人数をご記入ください。（活動に従事する方は傷害保険への加入が必要） |
| 　・ 活動人数　　計　　　　　　人 |
| 活動計画 | ●今年度行う活動項目をチェック（）してください。（１～５のいずれか１つ以上） |
| □１ | 清　掃 | 空き缶,空き瓶,紙くず,吸殻,落ち葉等の清掃,側溝の清掃 など |
| □２ | 除　草 | 人力による草むしり など |
| □３ | 草　刈 | 機械による草刈り など |
| □４ | 剪　定 | 街路樹,支障木の枝落とし など |
| □５ | 除　雪 | 機械による歩道の除排雪（冬期間） |
| ●上記1～4の活動のほか、以下の活動を行なう場合は項目をチェック（）してください。 |
| □６ | 植　栽 | 花壇,植樹枡等の植栽 |
| □７ | 情報提供 | 道路の破損等（路面の陥没,側溝蓋の破損,照明灯の故障など）の情報提供 |
| ●上記1～6の活動（7 情報提供を除く）を行う回数を月毎にご記入ください。 |
| 活動回数 | 主な活動内容 | 活動回数 | 主な活動内容 |
| ４月 | 　　回 |  | 10月 | 　　回 |  |
| ５月 | 　　回 |  | 11月 | 　　回 |  |
| ６月 | 　　回 |  | 12月 | 　　回 |  |
| ７月 | 　　回 |  | １月 | 　　回 |  |
| ８月 | 　　回 |  | ２月 | 　　回 |  |
| ９月 | 　　回 |  | ３月 | 　　回 |  |
| 活動箇所 | 路 線 名 | 町　　道：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　線 |
| 活動区間 | 山辺町大字　　　　　　　　　～　山辺町大字　　　　　　　　　まで |
| 活動区間の 距 離 | ●上記１～４の活動を行う区間の距離をご記入ください。 |
| （清掃、除草、草刈、剪定の活動区間）　　　　　　　　　　ｍ |
| ●上記５の活動を行う区間の距離をご記入ください。 |
| （歩道の除排雪の活動区間）　　　　　　　　　　　　　　　ｍ |
| 今年度の活動目標 | ●今年度の活動目標や抱負等をご記入ください。 |
|  |
|  |
|  |
| その他必要書類 | ●参加申込書（2部）に以下の書類を添付し、市町村窓口に提出してください。 |
| ① 住宅地図（活動区間が分かるように色染めしたもの）　② 活動予算書（様式２）③ 活動予定者名簿　④ 団体の概要が分かる資料（新規申込団体のみ） |

|  |
| --- |
| 貴団体は、山辺町道路美化活動支援事業実施要綱第６条に定める要件を満たすと認められるので、山辺町美化活動団体として認定します。作業にあたっては、協定事項を遵守して活動してください。　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山辺町長　　　　　　　　　　　　　印　 |

（参加申込書裏面）

道路の維持管理を行う上での協定事項

（目的）

第１条　この要綱は、町が管理する道路の維持管理に積極的に取り組む団体に対し、町は必要な支援、負担を行うことにより多くの住民参画を促しながら、地域と町の協働による道路の維持管理を目指し、道路の維持管理に対する住民満足度の向上及び魅力あふれる道路空間の創出を図ることを目的とする。

（団体の役割）

第２条　この事業に参加する団体は、町と協定を締結し、その活動区間において、主体的に道路の維持管理を行い、町と協働して道路を常に清潔で良好な状態に保つよう努めるものとする。

第３条　団体は、次のとおり道路の維持管理を行うものとする。

　　（１）　清掃、側溝の清掃、除草（人力によるもの）、草刈（機械によるもの）、樹

　　　　　木の剪定、歩道の除排雪（機械によるもの）の少なくとも一つ実施すること。

　　（２）　前号の活動（歩道の除排雪を除く）について原則年間を通して実施すること。

　　（３）　今後とも自主的、継続的に取り組んでいくこと。

（町の役割）

第４条　町長は、団体と協定を締結し、協働して道路の維持管理を行う団体に対して次の支援を行うものとする。

（１）道路美化活動に対する活動負担金の交付

（２）道路美化活動表示板の設置

（３）道路美化活動に伴うゴミ処理に必要な支援

　２　町長は、公民協働による道路の維持管理の必要性についての普及啓発に努めるとともに、団体や地域における当該事業その他道路の維持管理に対する意見の把握に努めるものとする。

３　町長は、団体の道路の維持管理がより円滑になるよう関係機関と連絡調整を行うものとする。

（具体的支援）

第５条　前条の活動負担金の額は、町長が別途通知する。

２　前条の表示板の設置は、町長が団体の意向等を勘案し決定するものとする。

（活動計画）

第６条　団体及び町長は、協定を締結したときは、活動区間における互いの役割を確認し、協働がより効果的になされるよう努めるものとする。

（登録の解除）

第７条　次の場合、町長は当事業への登録を解除できるものとする。

（１）参加者自ら事業への参加を辞退したとき

（２）参加者としてふさわしくないと認められるとき

（３）この要綱の規定義務を果たしていないと認められるとき

（４）道路の維持管理上支障となるとき

（活動の安全）

第８条　団体は道路の維持管理を行うに当たっては、その活動に係る傷害保険に加入するものとし、法令を守り、安全に十分注意して行うものとする。

（事故等の連絡）

第９条　万一、作業中に事故が起きた場合は、直ちに事故報告書（様式６－１、６－２）を町長に提出するものとする。

（実施上の注意）

第10条　団体の構成員が小中学生となる場合には、道路等での作業は危険を伴うのでその保護者等が参加するものとする。

（活動の報告）

第11条　団体は、道路の維持管理の終了後、次の書類を速やかに町長あて提出するものとする。

（１）　活動報告書（様式５）

（２）　活動状況写真